

令和2年第1回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年2月28日 午前8時58分～午前9時30分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (13名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
7 伊藤正枝・9 澤田順一・10 川村正光・11 竹政寛・12 永野博隆・
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 8 西村美佐江 (1名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 非農地証明について |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について |

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。令和元年11回とご案内しましたが、農業委員会は暦年で会を数えますので、今回は令和2年第1回の農業委員会となります。只今から令和2年第1回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は西村美佐江委員です。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和2年第1回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番澤田順一委員、10番川村正光委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。譲受人、番地、さん、譲渡人、番地、さん。土地は畑1筆、面積は543平米です。場所はさんの娘さんの自宅の2段上です。また、さんは番1に自宅を建設する計画があり、農振農用地の除外手続きを行っているところです。贈与による所有権移転です。今後も畑として利用予定で、野菜の栽培をする予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると5,543平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：担当の永野委員より補足説明はありませんか。

永野委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて議案第2号非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第2号議案非農地証明について説明します。申請人は地さん。土地は、、面積348平米、の1筆です。登記地目畑、現況は宅地です。場所は沿い、上がる道、上がりはじめてす

ぐ右手です。もともと、[] でしたが、令和2年1月16日付で分筆されていることを全部事項証明書と公図で確認をしています。旧土佐町農協の時代より、現在までずっと [] の置場になっています。転用された時期は昭和56年12月です。

[] に確認を取っています。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は転用の事実行為から35年以上経過していることを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：本件の担当委員の竹政委員より補足説明がありますか。

竹政委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

澤田順一委員：10年以上前に、農地に何かを立てた場合、報告がなければ、そのまま通るということですか。

事務局長：転用は20年経過すれば、そういうことになります。手続きが必要だと知らないまま転用し、20年が経過すれば、既成事実として認めることになります。

澤田順一委員：そういうことがないように、それまでに農業委員がチェックしないといけないという事ですかね。

事務局 出島：農地が目的外使用されていないかなど、農地パトロールの際には確認をお願いします。

事務局長：課税は現況課税ですので、登記地目がなんであろうが、わかった時点で現況に合わせて課税地目は変わります。宅地として利用しているとわかった時点で、宅地課税になる、ということです。なので、その時点で課税担当課と連携をとればよいのかもしれませんが、現状なかなか難しいです。

伊藤弘康委員：私が子供のころ、畑には手続きいらずで家が建つと聞いていましたが、そうでもないのですか。田井はできないが、土居ではできると聞いていました。

事務局長：伊藤委員がおっしゃられているのは、都市計画区域ではないかと思います。田井は都市計画区域になっていますので、建築確認が必要です。都市計画区域外は確認の書類が要らないのがそう伝わったのではないかと思います。

伊藤弘康委員：畑も転用申請がいるということですね。

事務局長：そうです。

会長：他にございませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第3号議案土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第3号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は [] 地、 [] さん。利用権を設定する人、貸付人は [] 番地、 [] さん。土地は [] 番、1715平米。地目田、現況畑です。場所は [] 号線挟んだ向かい、川の方です。 [] 栽培しているハウスがありますが、そのハウスから川に向かって、小道を挟んだ左手のハウスです。

事務局長：もともと [] さんがハウスを建てて、 [] が作っていたハウスです。

事務局 出島：賃借権の設定で、借りる期間は令和2年3月1日から令和6年12月31日の5年です。賃借料は1年につき136,000円です。 [] が所有しており、そちらには

事務局長：公道というのがどこまでの範囲なのか、いうのを整理しなければいけませんね。林道を走
るのに警察が取り締まるのかとか、自由に使えるのかとか。林道は公道なのか、とか。一般道
のようにみんなが使える林道もありますよね。

式地委員：林道でも他の人が使ってくれたら公道になるのではないですか。ここから入ってはいけま
せんという表示をしていたら、公道ではないだろうけれど。

伊藤弘康委員：補助金で林道をつけているのに、柵するのはいかがなものかと思います。私も罫をか
けに行ったりするときに、必ず鍵をかけていて通れないというところがあります。

事務局長：いわゆる林業するための管理道ですね。作業道と林道はまた違うのですよね。みなが生
活に使うようになると林道でつけたとしても、自由に使っていいとは思えないと思います。聞い
たら藪蛇になるので、取締の範囲になるのか、とは聞けませんでした。

式地委員：聞いた話ではここらではその取締はしないという話もありました。

事務局長：なかなかここで車幅が 1.7m を超えるような機械を持っている人も多くないとは思いま
す。秦泉寺委員が使っているような大きな機械は圃場まで運搬して使っているでしょうし、公
道を走ることはないですよ。

澤田順一委員：トラックから降ろした瞬間に捕まえたということも聞きました。

事務局長：トラックから降ろしてちょっとでも公道走ったら、公道走つたらろうと、免許は？とい
う話になったのかと思いますが、そこまではするでしょうかね。

澤田順一委員：実際本山町で捕まったと聞きました。

事務局長：ポイントになるのは、幅が 1.7m を超えるか超えないかということと、超えたときには公
道を走るときには捕まる可能性が出てくるので、そういう機会をお持ちの方は大型特殊免許を
取得してもらおうということになります。免許取得も結構難しいようです。規制緩和になった
一方、変なところで締め付けがきたというか、規制強化になったというか。

会長：他にこの件に何かありませんか。ないようでしたら事務局から続きをお願いします。

事務局 出島：農地の貸付希望がありました。場所は 番、田 1860 m²です。 の
の奥で、東西に広い田です。日当たり良好で水の心配もないとのこと。貸主は
にお住まいで今までは に稲作をお願いしていましたが、 から返されて困っ
ているとのこと。年に米一袋の賃料を希望しています。ハウスの設置、果樹の植え付けなど
も、近隣農家の理解が得られれば、かまわないとのこと。売買も可。貸付け希望期間は特
にありませんが、できれば長い間借りてほしいとの希望です。周りに農地を探している方がい
ましたら、ぜひご紹介ください。

事務局 出島：次回の農業委員会についてお知らせします。今回は 3 月 27 日、金曜日、に伊勢川山
の営農型発電に関する申請が出る予定ですので、開催します。近くなりましたら開催通知を郵
送します。以上です。

会長：伊勢川山は申請がでたら、その日に審議しますか。

事務局 出島：3 月 27 日にかける予定です。

和田委員：かぼちゃの収量はどの程度でしたか。

事務局長：平均的な収量について愛媛県のデータを使っていますが、天候不順などからか収量が落ち
ており、次に申請が出る時の目標収量が現在より小さくなるということは聞いています。

事務局 出島：今作の結果は前回申請時の目標に対してとなりますので、収量見込 1100 kg/10 a に
対し、598 kg/10 a の収量があり、約 54 パーセント、地域の平均的な収量に対しては 44 パーセント
の収量がありました。2 作目に対しては 6.5 倍、1 作目に対しては 1.8 倍の収量です。今までで一番
の単収を上げています。8 割にはまだまだ届きませんが、日々の営農努力はある一定の実を結んだの
ではないかと普及所の意見書にもありました。

伊藤正枝委員：よそで営農型発電をやっているところはないのですか。

事務局長：品目はそれぞれで違います。

事務局 出島：窪川ではすごくうまく事業が回っている例があると聞いています。その一方南国市では全然収量があがっていない例もあると聞いています。

事務局長：南国は前にもお話しましたが、榊かシキビをプランターに植えておいてあるだけの状態で営農努力はしていないという事例です。そこは市の農業委員会は許可を出さなかったということがあったと聞いています。そこは本当にひどい営農だと聞いています。一度に
来ていただいて、話を聞きましたが、圃場として条件が悪すぎる、作りにくいというのは感じていらっしゃいます。これを作ってくれ、これをこれぐらい作ってくれということで作っているが結果が残せていないが、現実的に難しいというのをおっしゃっています。金銭的にもきびしい。酪農組合からの支援がないと手がかけられないと聞いています。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

会長：それでは以上で第1回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長 和 田 正 夫

議事録署名委員 沢 田 順 一

議事録署名委員 川 村 正 光